

★★あんきで暮らしやすい住まいづくりを応援します！★★

令和3年度 住宅リフォーム補助制度

令和3年度から3年間、
住宅リフォーム補助事業を行います!!

※1住宅につき1度しか利用できませんので、よくご検討の上、申請ください。
※令和2年度の緊急経済対策住宅リフォーム補助制度を利用した住宅は、申請できませんのでご注意ください。

補助対象者

本市に住民登録をされており、市税等の滞納がない方

対象となる住宅

市内の一戸建て住宅 または 併用住宅
(住宅として利用する倉庫や車庫、外構の工事も対象です)



補助金額

対象工事金額に応じて以下の補助金が受けられます

対象工事金額	補助率	補助上限
10万円以上～100万円以下	工事費の1/5	20万円
100万円を超える工事	工事費の1/3	50万円

対象となる工事

次のすべてを満たす工事

- ① 居住の用に供する住宅のリフォーム工事
- ② 市内の業者又は個人が施工する工事
- ③ 交付の対象となる費用が10万円以上の工事（消費税含む）
- ④ 申請した年度内に完了する工事

※その他要件、対象外となる工事についてはお問合せください。

受付期間

年間を通じてご利用いただけるよう、受付を年2回に分けて行います。

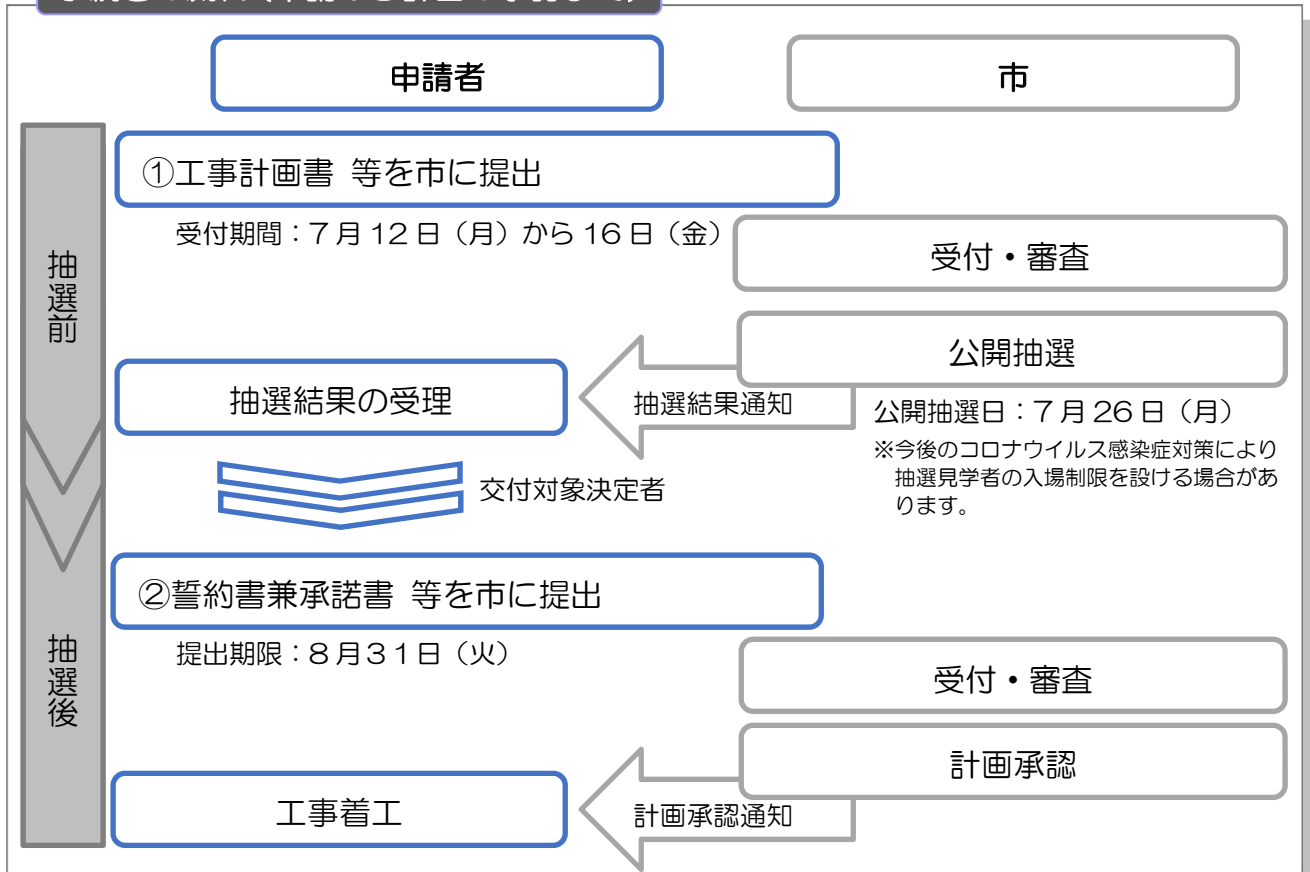
前期：~~令和3年4月12日~~ から（受付終了）

後期：令和3年7月12日(月) から 16日(金) ※

※交付対象者は受付期間に申請があった方の中から公開抽選により決定します。

◆ 手続き方法、問い合わせ先については裏面をご確認ください。

手続きの流れ（申請から計画の承認まで）



◆ 次の書類を 工事に着手する前に 都市整備課までご提出ください。

① 申請に必要な書類

- (1) 住宅リフォーム工事計画書（様式第1号）
※様式については、市のHPまたは都市整備課窓口にて配布
- (2) 工事費内訳書の写し（補助対象工事の確認ができるもの）
- (3) 工事施工箇所の写真（施工前の確認ができる撮影日記載のもの）



② 申請に必要な書類（交付対象者決定後）

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第3号）
 - (2) 付近見取図（住宅地図等）
 - (3) 工事の内容がわかる図（写真等に範囲と内容を記載したものでも可）
 - (4) 住宅の全景写真（補助対象住宅の確認ができるもの）
- そのほか、市長が必要と認める書類
- ・ 併用住宅の場合、住宅部分の工事であることがわかる書類
 - ・ 他の補助制度を利用する場合、その費用がわかる内訳書 等

◆ そのほかご不明な点等ございましたら、直接お問い合わせください。



◆◆◆ お問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 西庁舎3階 基盤整備部 都市整備課

電話 0577-73-0153 FAX 0577-73-7500

E-mail toshiseibi@city.hida.lg.jp